



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 7 条第 1 号ハ</li> <li>・ 消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）</li> </ul>
	政策の達成目標	低所得者に対し給付金を支給することにより、消費税率引上げ時における低所得者の生活に必要な不可欠な支出を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	給付金は一時所得と考えられ、一時所得の計算においては、特別控除 50 万円、かつ所得に加算されるのはその半分となるため、給付対象となる 2400 万人のうち、影響を受ける者は限られるが、影響を受ける者が発生することも考えられる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	簡素な給付措置に係る税制上の措置により、低所得者が受給する生活に必要な不可欠な支出を支援する給付金の効果が減殺されることを防ぐことができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	総額約 3,000 億円（今後措置予定）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算については、低所得者に給付金を支給するためのものであり、税制措置については、支給される給付金の効果を最大限発揮させるものである。
	要望の措置の妥当性	<p>簡素な給付措置が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者の生活に必要な不可欠な支出を支援するという生活保障であること</li> <li>○ 社会保障と税の一体改革における税制抜本改革法に基づき、総合合算制度、給付付き税額控除等の導入及び複数税率の導入の検討の結果に基づき導入する社会保障制度及び税制度に関する施策の実現までの間の暫定的・臨時的措置であり、極めて重要な政策であることから、給付金の支給目的を完全に達せられるよう、税制上の措置を講ずることが妥当と考える。</li> </ul>
	ページ	38—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—